

浅岡博之さん「雇止め強行事件」の和解解決にあたって

2017年12月7日

全日本損害保険労働組合中央執行委員会

全損保の組織をあげてたたかってきた浅岡博之さんの雇止め強行事件は、2017年11月30日、東京地方裁判所第11民事部において和解し、この合意をもって、浅岡さんは雇止めから5か月の12月4日、元の部署であるIT部へ復帰を果たし解決した。

1. インド政府の100%出資による国営会社であるニューインディア保険会社日本支社で契約社員、正社員として16年間誠実に勤務し、2015年2月に60歳定年となって以降は再雇用嘱託として業務をおこなっていた浅岡さんが、2017年6月30日に合理的な理由も示されず経営から一方的に雇止めされた。

本雇止め事件の発端は、2016年6月、日本における代表者が交代したことに起因する。新たな代表は就任早々から労務面、業務面など全般的に独善的で異常な職場管理を始めた。浅岡さんが所属するIT部においても、所属する3名のうち1名に対し損害調査部との兼務を発令し業務に混乱をきたした。これを憂慮した浅岡さんは代表に対し、業務運営に支障をきたすことを指摘し再考を申し入れたが、代表は受け入れないばかりか、浅岡さんへの退職勧奨を繰り返しおこなうようになった。2017年2月末には給与水準を引き下げた内容で通常あり得ない3か月という短期間の雇用契約書が提示され、浅岡さんはやむなく捺印せざるを得なかった。しかし、こうした異常な職場管理に納得することができず、全損保ニューインディア分会へ相談し全損保組合員となった。

ニューインディア分会は、3月13日に開催した団体交渉で「2月末に浅岡さんと交わした雇用契約書を撤回し、従前どおり2017年4月から1年間の雇用契約を締結すること」と要求したが、代表は「収入が減った。ロンドン支社より経費率が高い」などと、合理的な理由を示さず要求を拒絶した。その後、再三にわたり団体交渉の開催と要求に対する回答を求めた結果、6月2日に団体交渉には応じたが、組合の雇止め撤回要請を無視し、契約期限である6月30日に就業規則に反する雇止めを強行した。

2. ニューインディア社の職場で雇用不安が広がるなか、全国の社員から「雇止め撤回」の声が多く寄せられ、浅岡さんは、全損保本部、ニューインディア分会、弁護士とともに、7月31日、東京地方裁判所へ「地位確認を求める」訴訟を提起し、早期の職場復帰を求めるたたかいいに入った。

浅岡さんは、7月に開催したサマージャンボリーにも参加し、全国から集まった仲間から激励を受けることで勇気づけられ、各支部の支部大会、全損保全国大会で支援を訴えることで、全損保の組合員へたたかひへの共感が広がり、たたかう力は高まっていった。さらには、「日本支店閉鎖全員解雇」とたたかうゼネラル分会の仲間とも共同してたたかったことにより、「外資のたたかひを支援するカンパ」に多くの仲間から賛同が得られた。

浅岡さんはこうした支援に支えられ、10月からは全国で開催した5か所の本部オルグに参加するとともに、自らニューインディア社の全職場を訪問し、混乱する職場実態を聞くことで早期に実態改善をはかるためにも、一刻も早い職場復帰の必要性をあらためて確信し、たたかう決意をあらたにした。

3. 就業規則と労働契約法、高年齢者雇用安定法に反する誰が見ても異常な雇止め強行に対し、9月7日から始まった東京地裁における弁論期日には、全損保機関役員および組合員、OB、金融の仲間などが毎回支援に駆けつけ、3回の期日も傍聴席を埋め尽くした。このことが被告経営を圧倒し、裁判官をして早期解決の必要性を認識させる力となり、和解協議もスピーディーにおこなわれた。浅岡さんのたたかう決意と懸命な努力、3名の弁護団の献身的な法廷対策、全損保全体での支援がひとつになってかちとった解決の内容は、○雇止め事件では異例の速さともいえる5か月での早期復職、○その業務についても従前同様にする

こととなっている。この内容は、早期復職を求めた浅岡さんと全国の職場の仲間の要求を満たすものであり、混乱するニューインディアの職場の正常化につながるとともに、異常な職場管理をすすめる経営に対する大きな歯止めとして価値ある到達点を築いた。

4. 今後は、解決で得た力を確信に、職場の仲間の声を束ねて運動を展開することで組織の拡大につなげ、職場の正常化はもとよりニューインディア社全体の改善につなげていくこととなる。

浅岡さんは、12月4日、全損保の仲間へ送られ、職場の仲間が迎えるなか、笑顔で職場に戻った。この解決でかちとった成果は、現在たたかっているゼネラリ分会の仲間へ引き継がれていく。今後も、全損保は「損保で働く仲間の雇用と健全な産業・職場を守る」方針のもと、全力をあげてゼネラリ分会の仲間の要求実現に向けて奮闘することをここに決意する。

以上

多くのご支援、ご協力ありがとうございました

明るく働きやすい職場をめざして今後もがんばります

2017年12月11日 浅岡 博之 (全損保ニューインディア分会)

2017年6月の会社の「一方的な雇止め」による、私の職場復帰を求めた訴訟は、11月30日、東京地裁での和解合意が成立し、12月4日から職場復帰することで解決しました。

今回のたたかいは、就業規則に反した会社の考え方をただし、生活を守るためのたたかいでした。会社の乱暴な「雇止め」に対し、職場のみなさんからの「雇止め反対と職場復帰」の声、全損保組合員のみなさんの力強いご支援、さらに全損保本部とニューインディア分会、東京法律事務所で弁護団を形成し、「外資のたたかいを支援するカンパ」等組織をあげて私の職場復帰を支援していただきました。このような力強い支援を得ることにより、私は「必ず職場に復帰する」、「間違った会社の考え方に屈しない」ことを決意し訴訟に臨むことができました。

また、「サマージャンボリー」「支部大会」「全国大会」への参加による支援要請や「本部オルグ」へ参加させていただきながら、ニューインディアの支店・営業所を訪問し、会社の現状確認や職場復帰への協力依頼をおこなうこともできました。裁判では、法廷がすべて原告側の傍聴人で埋まり、入りきれずご迷惑をお掛けいたしました。あまりにも多くの支援活動があり、とてもここでは書ききれませんが、これまで私と家族の生活を守るための皆様からいただいた応援や激励が大きな力となり、今回の和解による職場復帰につながりました。

このようなみなさんの支援により、無事職場復帰を果たし、12月8日の団体交渉で以下の内容を会社と確認しました。

- ・裁判所が提示した和解勧告について、「双方合意で解決」したこと。
- ・会社は、「就業規則」に反して「雇止め」をおこなった事実を認識していること。
- ・会社は、和解の前提となった「就業規則」や「高齢者雇用安定法」の趣旨を尊重し、私自身はもとより、全従業員の雇用に対しても就業規則や法律を遵守すること。

職場復帰後は元の部門で、業務内容もほぼ以前と同様の業務となるようです。

また、ニューインディア分会としては、まだ解決しなければならない問題がたくさんあり、今後は、この問題の解決と今回の経験を活かし、明るく働きやすい職場をめざし、組合活動でも頑張ります。

これまでのご支援、ご協力をいただきました皆様に深く感謝するとともに、心より御礼申し上げます。本当にありがとうございました。